

## 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

### 1. 案内情報

- 手続名 : 整備規程の認可  
手続根拠 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の15第1項  
手続対象者 : 物件の整備を行う者  
提出時期 : 物件ごとに異なりますので、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。  
提出方法 : 申請書をその所在地を管轄する各地方運輸局等へ提出してください。  
手数料 : 1件につき369,800円  
添付書類・部数 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則第13条第4項に規定する書類（詳しくは、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。）

下

- 申請書様式 : 整備規程認可申請書（第七号様式）  
記載要領・記載例 : 最寄りの各地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

- 提出先 : その所在地を管轄する地方運輸局等へ提出して下さい。  
地方運輸局等の所在地は、別紙の地方運輸局等一覧をご参照下さい。  
受付時間 : 地方運輸局等一覧に記載しております。  
相談窓口 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

### 3. 手続情報

- 審査基準 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則  
標準処理期間 : 90日。物件等により異なりますので、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。  
不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。